

愛西市の人事行政の運営状況を公表します

市の人事行政運営の公正性、透明性を高めるため、愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年愛西市条例第172号)第6条の規定に基づいて、令和5年度の職員給与、勤務条件、福利厚生などの状況について公表します。

令和5年度における市の人事行政の運営などの状況について

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

採 用 試 験				再任用
申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	採用者数
160人	121人	19人	19人	0人

退 職 者 数						
定 年	早期応募	勸 奨	普 通	その他	再任用	計
0人	2人	0人	8人	2人	5人	17人

備考 1 採用試験は、一般事務職、消防職、保育士、保健師、土木技師、建築士の採用について実施したものです。

2 令和5年度は、選考による採用を実施していません。

3 退職者数の「その他」は、任期満了、分限・懲戒免職、失職、死亡退職などです。

(2) 職員数(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数			
	令和4年	令和5年	増 減	
普 通 会 計	議 会	5人	5人	0人
	総 務	94人	97人	3人
	税 務	26人	26人	0人
	民 生	99人	95人	▲4人
	衛 生	24人	26人	2人
	農 林 水 産	8人	9人	1人
	商 工	1人	1人	0人
	土 木	34人	36人	2人
	教 育	39人	42人	3人
	消 防	102人	102人	0人
	小 計	432人	439人	7人
公 営 企 業 会 計 な ど	病 院	3人	3人	0人
	水 道	10人	10人	0人
	下 水 道	14人	14人	0人
	そ の 他	21人	21人	0人
		小 計	48人	48人
	合 計	480人	487人	7人

備考 1 職員数は、一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み会計年度任用職員を除きます。

2 令和5年地方公共団体定員管理調査に基づく区分です。

2 職員の人事評価の状況

目 的	公正かつ客観的な職員の職務活動を評価することにより、市政全体の成果の向上、能力・実績に基づく人事管理の徹底、人事評価の活用を通じた組織全体の士気高揚、公務能率の向上などの実現に役立てます。
制度の概要	原則として、第1次から第3次までの評価者により、能力評価は各職員に与えられた10の評価要素について、業績評価はあらかじめ設定した業務目標の達成度について、AからEの5段階で評価します。最終評価者は、第1次および第2次評価者の評価結果などを勘案のうえ、総合的見地から最終評価を決定します。
評価基準日	能力評価: 令和5年10月1日 業績評価: 令和6年2月1日
評価期間	能力評価: 令和4年10月1日から令和5年9月30日まで 業績評価: 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
対象者	常勤の一般職、再任用職員および任期付職員で行政職給料表又は単純労務職給料表の適用を受ける全職員。ただし、休職、停職、長期出張その他の事由により公正な評価を行うことができない職員は除く。
実施対象者数	能力評価: 443人 業績評価: 425人

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和5年度決算額)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年3月31日)	歳出額 A	人件費 B		人件費率 (B/A)
			うち職員給与費		
普通会計	60,941人	26,100,795千円	3,864,492千円	2,442,602千円	14.8%

備考 人件費には、特別職に支給される給料、報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況(令和5年度予算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
普通会計	445人	1,529,781千円	419,277千円	648,522千円	2,597,580千円	5,837千円

備考 給与費は、令和5年度当初予算額の計上額であり、職員手当には退職手当は含みません。

(3) 代表的な職種の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	初任給	
一般行政職	大学卒	185,200円
	高校卒	154,600円

備考 採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給です。

(4) 一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料 (令和5年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	258,300円	342,486円	374,429円	400,600円
	高校卒	—	—	374,500円	378,725円

備考 1 平均給料は、前歴加算などを加味しています。

2 一般行政職は、医療・保健・福祉(保育士など)・消防・水道関係などの職員を除く職員です。

3 「高校卒」の「経験年数10年」及び「経験年数20年」は、この階層および近似の階層の職員が不在です。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任	主査	課長補佐	次長、課長	部長	
職員数	42人	51人	34人	46人	51人	27人	9人	260人
構成比	16.2%	19.6%	13.1%	17.7%	19.6%	10.4%	3.4%	100%

備考 1 愛西市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(6) 代表的な職種の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	304,739円	394,829円	40.2歳
技能労務職	218,454円	236,518円	53.3歳

備考 1 平均給与月額は、令和5年4月分の給料および職員手当(期末・勤勉手当を除く)の合計を令和5年4月の職員数で除したものです。

2 技能労務職は、用務員です。

(7) 主な職員手当の状況

	令和5年度支給割合			
	期 末		勤 勉	
期末・勤勉 手当	6月期	1.200月分 (0.675月分)	1.000月分 (0.475月分)	
	12月期	1.250月分 (0.700月分)	1.050月分 (0.500月分)	
	計	2.450月分 (1.375月分)	2.050月分 (0.975月分)	
職制上の段階、職務の等級による加算措置 有				

備考 1 勤勉手当の支給割合は、直近の業績評価の全体評価が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評価が中位の段階である職員の支給割合です。

2 ()内は再任用制度に基づく職員に係る支給割合です。

退職手当	支給割合	勤続年数	自己都合	定年・応募認定	
		20年	19.669500 月分	24.586875 月分	
		25年	28.039500 月分	33.270750 月分	
		35年	39.757500 月分	47.709000 月分	
	最高限度	47.709000 月分	47.709000 月分		
	職員一人当たり平均支給額	自己都合など	2,456千円	定年・応募認定	21,946千円
退職手当組合負担金	金額	職員一人当たり平均負担額			
	272,636,869円	562,138円			

備考 平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

地域手当	支給対象地域	全地域
	支給率	6%
	職員一人当たり平均支給年額	215,928円

備考 平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給対象職員数で除したものです。

特殊勤務手当	職員全体に占める 手当支給職員の割合	職員一人当たりの 平均支給年額	手当の種類 (手当数)	代表的な手当の名称
	18.7%	133,445円	4手当	医師診療手当、災害出動手当

備考 1 支給割合は、令和5年4月の状況です。

2 平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給対象職員数で除したものです。

3 支給対象職員は、八開診療所の医師と消防職員です。

時間外勤務 手当	令和5年度決算額	職員一人当たり平均支給年額
	156,604,958円	358,364円

備考 平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の職員数(管理職手当受給職員を除く)で除したものです。

区分	内 容
扶養手当	配偶者・父母等 6,500 円 子 10,000 円 (15~22歳までの子一人につき5,000円加算)
住居手当	借家・借間居住者 ・家賃 27,000円以下 家賃 - 16,000円 ・家賃 27,000円超、61,000円未満 (家賃 - 27,000円) / 2 + 11,000円 ・家賃 61,000円以上 28,000円
通勤手当	交通機関利用者 55,000円を限度とし、運賃相当額の範囲内で支給 交通用具利用者 通勤距離に応じ、最高31,600円

(8) 特別職の報酬などの状況 (令和5年度)

区分	給料月額など	期末手当
給料	市長 934,000 円	令和5年度支給割合 6月期 1.650 月分 12月期 1.750 月分 計 3.400 月分
	副市長 773,000 円	
	教育長 674,000 円	
報酬	議長 506,000 円	
	副議長 454,000 円	
	議員 404,000 円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(変則勤務職場などを除く一般的な職場におけるもの)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午~午後1時

(2) 主な休暇の種類

区 分	付 与 日 数
年 次 休 暇	1年につき20日(4月1日付与) 平均取得日数(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 12.2 日
選挙権など行使	必要と認められる期間
証人など出頭	必要と認められる期間
骨 髄 移 植	必要と認められる期間
ボ ラ ン テ ィ ア	1年につき5日以内の範囲
結 婚	連続5日以内の期間
出 産	出産予定日前6週間目に当たる日(多胎妊娠の場合は14週間目に当たる日)から出産日後8週間を経過する日まで
育 児 時 間	1日につき2回各30分以内の期間
出 産 介 添	2日以内の期間
育 児 参 加	出産予定日前6週間目に当たる日(多胎妊娠の場合は14週間目に当たる日)から出産日後1年間を経過する日までの期間において5日以内の期間
忌 引	親族の区分により1日から7日までの期間
父 母 の 祭 日	1日
夏 季 休 暇	1年につき3日
住 居 滅 失 等	7日以内の期間
交 通 遮 断	必要と認められる期間
災 害 時 危 険 回 避	必要と認められる期間
妊産婦の保健指導	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回 それぞれ1回について1日以内の期間
妊娠中の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間以内の期間
子 の 看 護	1年につき5日以内の期間(子が2人以上の場合は10日)
短 期 介 護	1年につき5日以内の期間(要介護者が2人以上の場合は10日)
不 妊 治 療	1年につき5日以内の期間(体外受精及び顕微授精の場合は10日)

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業などをした職員数

区 分	男 性		女 性	
	令和5年度新規	前年度継続	令和5年度新規	前年度継続
育児休業をした職員数	2 人	0 人	8 人	16 人
部分休業をした職員数	1 人	1 人	7 人	6 人
育児短時間勤務をした職員数	0 人	0 人	0 人	0 人

備考 部分休業とは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項に規定する部分休業を、育児短時間勤務とは同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいいます。

(2) 介護休暇などをした職員数

区 分	取得者数	要 介 護 者				取 得 形 式		
		配偶者	父母	子	その他	全日	時間	その他
介護休暇をした職員数	1 人	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人	0 人
介護時間をした職員数	2 人	0 人	1 人	1 人	0 人			

備考 介護休暇とは愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年愛西市条例第36号)第15条に規定する介護休暇を、介護時間とは同条例第15条の2に規定する介護時間をいいます。

(3) その他の休業をした職員

自己啓発等休業、配偶者同行休業の制度はありません。

備考 自己啓発等休業とは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業を、配偶者同行休業とは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいいます。

6 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

区 分	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務成績が良くない場合	0回 0人	0回 0人	/	0回 0人
心身の故障の場合	0回 0人	0回 0人	61回 16人	61回 16人
職に必要な適格性を欠く場合	0回 0人	0回 0人	/	0回 0人
廃職又は過員を生じた場合	0回 0人	0回 0人	/	0回 0人
刑事事件に関し起訴された場合	/	/	0回 0人	0回 0人

備考 上段の回数は、同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合、その数を重複して計上した数値です。

(2) 職員の懲戒処分の状況

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計	訓告など
法令に違反した場合	0人	1人	0人	0人	1人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人	1人

7 職員の服務の状況

営利企業などへの従事許可の状況

区 分	件 数
① 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員を兼ねるもの	0件
② 自らの営利を目的とする私企業を営むもの	0件
③ ①および②を除き、報酬を得て事業または事務に従事するもの(消防団活動など)	35件
計	35件

8 職員の退職管理の状況

(1) 再就職情報の届出の状況

令和3年度 退職者数	令和4年度 届出対象者数	左記の対象者 の届出数	令和4年度 退職者数	令和5年度 届出対象者数	左記の対象者 の届出数
28人	12人	7件	25人	8人	4件

備考 退職者数には、再任用職員を含みません。

(2) 届出の再就職の状況(令和5年3月31日現在)

ア 愛西市に再就職

内 訳	再任用 フルタイム	再任用 短時間	会計年度 任用職員等	特別職他	計
令和3年度 退職者	2人	3人	0人	0人	5人
令和4年度 退職者	0人	0人	0人	0人	0人

イ 愛西市以外に再就職

内 訳	市町村等	地方独立 行政法人	地方 三公社	非営利 法人	営利法人	計
令和3年度 退職者	0人	0人	0人	1人	1人	2人
令和4年度 退職者	0人	0人	0人	2人	2人	4人

ウ 届出なし(再就職していない)

内訳	届出なし	ア・イ・ウ 合計
令和3年度 退職者	5人	12人
令和4年度 退職者	4人	8人

9 職員の研修の状況

研修区分	主な研修名など	受講者数
一般研修 (職員の職歴などに応じた知識や技能を習得する研修)	新規採用職員(前期)	28人
	新規採用職員(後期)	28人
	一般職員(前期)【採用後4~6年目】	14人
	一般職員(中期)【採用後7~9年目】	11人
	一般職員(後期)【採用後10年目以降】	9人
	係長(新任)	7人
	課長補佐	10人
	課長	7人
	部長	2人
	特別研修 (職員がより高度で専門的な知識または能力の修得を目指す研修)	地方自治法
地方公務員法		8人
民法(家族法、財産法)		2人
行政法基礎		2人
法制執務(基礎、実務)		14人
政策形成のための情報分析		1人
政策立案		1人
地方税(民税、土地、家屋、徴収)		2人
税外債権徴収事務		1人
複式簿記(基礎、実務)		5人
広報戦略		2人
リスクマネジメント		2人
DX		1人
プレゼンテーション(一般職員コース)		2人
みんなで取り組む職場のメンタルヘルス		9人
折衝力・交渉力向上		2人
問題解決能力向上		2人
ファシリテーション		2人
クレーム対応		3人
コーチング		1人
タイムマネジメント		10人
採用面接		1人
秘書		1人
キャリアアップ		1人
チームマネジメント		3人
ロジカルシンキング		1人
部下とのコミュニケーション		5人
市町村ゼミナール(6講分)		10人
オープンセミナー		3人
特別セミナー		2人

研修区分	主な研修名など	受講者数
職場研修 (職員にとって必要不可欠な研修や、タイムリーで即効性の高い研修)	ファーストステップ	35人
	セカンドステップ	12人
	メンタルケア	46人
	人事評価被評価者	49人
	ハラスメント防止	16人
	コンプライアンス	115人
	ファーストステップ(後編)	29人
	職場コミュニケーション活性化	29人
	公文書実務	30人
	接遇	46人
	精神・発達障害者サポーター養成講座	30人
	情報セキュリティ(4コース分)	531人
	派遣研修 (愛西市内部では修得しがたい広い視野、多角的な発想、専門的な知識などを修得する研修)	自治大学校第2部課程
法令実務A(国際文化アカデミー)		1人
住民税課税事務(国際文化アカデミー)		1人
固定資産税課税事務(土地)(国際文化アカデミー)		1人
市町村税徴収事務(国際文化アカデミー)		1人
自治体職員のデータ分析		1人
次世代を担う若手職員育成		1人
児童虐待防止(市町村アカデミー)		1人
名大受託研究員		1人
愛知県実務研修生派遣等		10人

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく地方公務員共済組合などに

金額	一人当たりの負担額
552,864,223 円	1,116,897 円

(2) 職員互助会 (令和5年4月1日現在)

会員数 489人
市負担金なし

(3) 勤労者財産形成貯蓄

職員の財産形成を促進することにより、生活の安定と福祉の向上を図るため、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、次の財産形成貯蓄制度による計画的貯蓄を推進しています。

- ・ 勤労者財産形成貯蓄(一般財形)
- ・ 勤労者財産形成住宅貯蓄(財形住宅)
- ・ 勤労者財産形成年金貯蓄(財形年金)

(4) 安全衛生

ア 安全衛生管理の概要

愛西市職員安全衛生管理規程(平成17年愛西市訓令第28号)の定めるところにより、職員の安全や健康を確保するための諸施策を推進しています。

イ 健康診断実施状況

受診者数	区 分		区 分
	定期健康診断	人間ドック他	
782人	390人	392人	559人

ウ 健康指導などの実施状況

職員の健康の保持増進を図るため、産業医により健診結果に基づく事後管理、一般疾病の予防・治療対策についての保健指導を行っています。

(5) 職員の災害補償

ア 公務災害認定件数

自己職務遂行中	出張中	その他	計
4件	0件	0件	4件

備考 令和5年度は、疾病による公務災害の認定は該当ありません。

イ 通勤災害認定件数

令和5年度は、通勤災害の認定は該当ありません。

ウ 公務災害基金負担金

地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく地方公務員災害補償基金に対する地方公共団体の負担金として3,825,018円を負担しました。

11 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、地方公務員法第46条から第51条の2までの規定に基づき、公平委員会に対し、勤務条件に関する措置の要求と不利益処分に関する審査請求をすることができます。

件数については、次のとおりです。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
措置要求事案 0件

- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況
審査請求事案 0件

12 不当な働きかけがあった場合の記録票提出の状況

提出件数 0件